

公益財団法人福井県スポーツ協会 評議員及び役員選任規程

(目的)

第1条 公益財団法人福井県スポーツ協会（以下「本会」という。）の評議員及び役員（会長、副会長、理事及び監事）の選任に関する事項は、法令または本会定款について定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(評議員候補者の推薦)

第2条 正加盟団体は、評議員会に評議員候補者を1名推薦できるものとする。

(会長及び副会長候補者の推薦)

第3条 会長及び副会長候補者については、本会定款に定める会長1名、副会長6名以内で、理事会が評議員会に推薦するものとする。

(理事候補者の推薦)

第4条 理事候補者については、次の各号に掲げる者の中から、それぞれの各号に定める人数の範囲内で、役員候補者選考委員会が評議員会に推薦するものとする。

ただし、次号に掲げるもののうち学識経験者は7名以上推薦するものとする。

- (1) 国民スポーツ大会正式競技の正加盟団体又は学識経験者 17名以内
- (2) 前号に該当しない競技の正加盟団体 1名
- (3) 加盟市町スポーツ協会 2名
- (4) スポーツ少年団、中学校体育連盟、高等学校体育連盟、スポーツ指導者協議会、総合型地域スポーツクラブ連絡協議会 各1名

(監事候補者の推薦)

第5条 監事候補者については、本会定款に定める2名以内で、理事会が評議員会に推薦するものとする。

(役員候補者選考委員会)

第6条 この規程の実効性を確保するため、本会に役員候補者選考委員会を設置する。
2 役員候補者選考委員会の組織及び運営に関する事項は、理事会が別に定める。

(定年制)

第7条 理事は、選任時において、その年齢が70歳未満でなければならない。ただし、第4条第1号に掲げる学識経験者が理事となる場合については定年制を適用しないことができる。

(再任回数の制限)

第8条 本内規の施行日から在任期間が連続して10年を超えた理事については、評議員会における理事選任にあたって、理事候補者となる資格を有しない。ただし、第4条第1号に掲げる学識経験者が理事となる場合についてはこの条項を適用しないことができる。

2 理事の在任期間が連続10年に達する場合であっても、特に重要な本会の事業を進めるうえで理事に選任することが必要であると役員候補者選考委員会が認めたときは、当該理事の在任期間を1期延長することができる。

3 在任期間が連続10年に達した理事においても、退任後4年を経過した場合は、再び理事に選任することができる。

(規程の変更)

第9条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附則

1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。

2 この規程は、令和4年5月11日から施行する。

3 この規程は、令和6年5月31日から施行する。